

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

247号

2023年12月15日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

❀ 新年会のお知らせ ❀

日時 2024年1月14日(日)

受付 13時 開宴 13時30分

会場 ホテルローズガーデン新宿

東京都新宿区西新宿 8-1-3 TEL 03-3360-1533

地下鉄丸ノ内線西新宿駅1番出口から徒歩1分

JR 各線新宿駅西口出口から徒歩10分

みなさまのご参加お待ちしております！

ご参加のご連絡は事務局までお願いいたします。



令和5年12月吉日

この1年を振り返って

代表理事 清水一雄

この一年を振り返ると、あっという間に12月になってしまい、あっという間の一年が過ぎ去ろうとしています。会員の皆様は如何お過ごしでしょうか。この3年半はコロナ禍によってほとんどの方が影響を受けられたことと思います。

ようやく新型コロナウイルスも2類から5類になり、電車に乗ってもマスクをする人の数が減りつつあり、その影響度も徐々に薄らぎ、少しずつ明るさを取り戻しているようです。

しかしコロナ禍によって閉店に追い込まれ、後遺症は現在も続いています。

あはき業界もしかりで、やっていけないのでやむなく業から去っていく方もおられとても残念です。これからは少しずつ体制を整え、ポジティブに捉え、逆境は糧になりますので悪いことばかりではないと思います。

それとコロナ禍真っただ中の時でも私の近くの某脳神経外科において医師、看護師等医療従事者、事務職員皆がマスクせずに従事に携わっている姿を見てポリシーがあるなと感じました。その医師はあはき医療を推進されていて、同意書も快く書いてくれます。

同意書発行してもらえない患者にその話をすると、その医院の同意書を持ってくる方が増えています。ある保険者から患者照会でその医師に問い合わせがあった時も、いやな顔一つせずに必要だから同意したと、わざわざ私に連絡をくれたことがあります。真っ向から同意書に応じてくれない医師もいますが、このように患者を主体に考えてくれる医師は貴重な存在です。

さてこれからを見据えていかなければなりません。今年7月にあはき療養費の令和6年改定の基本的な考え方(案)について厚労省ホームページから出されてから、12月1日付で前回からの修正部分として赤字で示し出してきました。

毎回ながら思うのですが、健康保険というのは分かりやすく、簡単に決めていけばいいのであって、またしても手間暇かけて分かりづらく複雑化しようとしている。そのあげく国民の健康権と医療の選択権が奪われていくことに憤りを感じます。

しかしながらネガティブになるのではなくポジティブに捉え、読み込んで理解していかなければなりません。大変な作業ですが会員の皆様、まずはしっかり読んで理解するようにしてください。知らない医療行政にいいようにされてしまい、自分自身にも膨大な不利益を被ることになります。知ることによって問題提起し、国民への啓蒙活動にしていかなければなりません。

「あはき」の問題は、あはき師が一番分かっていることであり、分かっている人が能動的になることで「あはき」を国民医療として定着させていくことが可能です。やるべき活動を来年にひき繋いでいきたいものです。どうか皆様、良い新年を迎えてください。

新年1月14日、久し振りに新年会を開催しますので、ふるって参加してください。大いに楽しみ、大いに語り合しましょう。

「NPO 法人 東洋医療を考える会」の総会を終えて

田中榮子

11月17日「NPO 法人東洋医療を考える会」の第19回総会が行われました。

参加された皆様、おつかれさまでした。

私たちの「一般社団法人鍼灸マッサージ師会」は、鍼灸マッサージ治療が健康保険で気兼ねなく受けられる様に、制度改善の声を広げていこうと取り組んできました。

そして、井上英夫金沢大学名誉教授よりの学びもあり、今の日本は一人一人が国の主権者なので、健康保険改善運動も国民、患者と力を合わせいくことが大切だと、「NPO 法人東洋医療を考える会」の設立となったのでした。

その後東洋医療の理解を深め、普及のために30団体程度を訪問したり、手紙を書いたりと普及活動を行ってきました。

このような行動はNPOのニュースで報告してきました。

訪問した団体は真剣に話を聞いてくれましたし、署名活動にも協力してくださいました。このところ3年余りコロナ感染の影響で、行動しにくい状況が続いてきました。これからコロナの状況をみながら、普及活動の再開が必要と考えます。

政府は、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師は医業類似行為を行なう者だとして健康保険から排除し、あん摩マッサージ指圧師の治療、はり師・きゅう師の治療を健康保険により支給する医療とは認めません。

この、伝統医療を排除する歪んだ医療行政は、国民の医療を受ける権利、医療を選ぶ権利を無視する医療行政につながっているのです。

「日本国憲法から見ても、病気の時に東洋医療を利用するか、西洋医療を利用するか、どちらを選ぶかは国民、本人の自由であることははっきりしています。

伝統医療を排除するゆがんだ医療行政の改善へ、国民が必要な場合は東洋医療も選べる健康保険制度への改善は患者さんとの協力なしにはありえません。

この問題は道理のあることです。あせらずに希望をもって、一步一步進んでいければと思います。

不快な症状の軽減に東洋医療の活用を

足指や仙骨部への指ばりで自然治癒力を引き出す

高橋 養藏

12月9日に行われた第26回新医協HPVワクチン検討会にオンライン zoom で参加しました。

ワクチン接種後、多様な症状に長期間悩んでいる方の症状軽減の治療方法を当会会員の小出雑賀鍼灸師が発表しました。

動画で、指尖（指ばり）を使って、家庭で出来る、足指、脚、仙骨部へ行う施術を紹介。

施術に入る前に人類の歩行活動と説明がありました。

人間が起立し歩行活動をするようになってから、脳の発達により重くなった頭部を支えるために骨盤が発達しました。骨盤の発達により歩行や走ることができる下肢と、これを受けるしっかりした足ができたことを紹介。

この足の指の母指から小指まで、一指ずつの関節を指尖で刺激する。指間、足背も刺激する。

さらに下腿も指尖で、筋肉のこわばっているところを確認して刺激する。

こうした刺激を繰り返して行うことで血流が良くなり少しずつ回復効果が出てくる。

脳にも刺激が伝わり脳の活性化につながる。

急には効果は出ないが、あきらめずに根気よく続けることが大事と話された。

参加者の中の娘さんが副反応があるという母親の方から、鍼灸と脊椎をねじってくれる治療を行っているという報告がありました。

弁護士から注意がありました。鍼灸の治療を受けた、ワクチン副反応が出ている患者さんが、鍼灸師から「治らないのは、気持ちのせいだ」と言われて、しばらく落ち込んだ人がいた。そのような治療は、やらないでほしいと言う発言がありました。施術者は気を付けましょう。

最近、コロナウイルスの感染者、コロナウイルスワクチン注射の副反応で苦しんでいる人も多いいわれています。東洋医療の効果を上げるためには施術者の治療技術の研鑽も必要と感じました。

事務局通信に掲載してみませんか！？

広報部長 土田 斉知

皆に伝えたい事、最近感じている事等、なんでも結構です。

会員の皆さんとよりつながるチャンスにもなります。

また、施術家として取り組んで居る事、感じている事など、自分以外の皆にも伝えて頂く事で貴重な意見を共有できる事は多くの皆様にとってメリットになります。

大体、500文字～1000文字程度で画像があるとより伝わりやすいと思います！

皆様の投稿をお待ちしています！連絡は事務局、若しくは土田までお気軽に！

「あはき」柔整は医業類似行為を行なう者

「あはき」法を無視した産業分類

久下 勝通

総務省が作成する日本標準産業分類が変更となり、令和6年の4月より執行される事が明らかにされています。この日本標準産業分類の中で、「あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師は国家資格を有して医業類似行為を業とする者」とされているのです。

この日本標準産業分類において、現在は療術業と以下のように規定されています。

835 療術業

8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。この療術業の規定が変更され、令和6年4月1日より下記のように施術業と変更されることが明らかにされています。

835 施術業

8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所 国家資格を有して医業類似行為を業とする者である、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。

そして 8352 には療術業の分類として無資格者が行う様々、種々雑多な方法によるものを療術業としています。「あはき」も柔整も種々雑多な医業類似行為の一つと分類しているのです。

8352 療術業 温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などによる医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の医療を行う資格を明らかにした法律が「あん摩、はり、きゅう、柔道整復師等営業法」です。この法律が終戦後、昭和22年12月開催された第1回国会で成立したのです。この法律ができるまでは明治政府以来、伝統医療は医療と認めなかったのです。「あん摩、はり、きゅう、柔道整復師等営業法」は資格取得者が医師同様の身分免許であり、そのことを明確にさせるため昭和26年に「按摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師法」と名称を変更したと芦野先生が営業法解説で指摘しています。

この法律の第1条が大切だ、「医師以外の者であん摩、はりきゅう、柔整を業とする者は資格、免許を取得しなければならない。」免許を取得したものは医療の一端を担う事になるのです。

第12条では「何人も、第一条に掲げる者を除く外、医業類似行為を業としてはならない。」

だれであろうとも医業類似行為を業としてはならないことを明確にしている条項だと芦野先生も講演で明らかにしています。

第一条に明らかにされている資格を取得した者、あん摩師、はり師、きゅう師、柔整師は、取得した資格に基づき医療行為を行なうことが出来るのです。あん摩師、はり師、きゅう師、柔整師も「あはき」法成立以前は、伝統医療は医療と認めず、医業類似行為を行う者としていたのです。

来年4月に変更される政府の日本標準産業分類では、戦後に成立した「あはき」法を無視し、「あはき」師、柔整師を、医業類似行為を行なう者として、健康保険法から排除を強化する意向が明かです。「あはき」を伝統医療として、健康保険で国民が利用できる制度改善の要望を明確にしていくことが重要です。

日を追ひて

赤々と増し行く

子酉も

見頃とせば

鳥がつばむ



事務局出中

いつも有難うと座居ます。

体調を崩した時、健康を取り戻した時
私達は健康の有難さを実感し感謝する。
今世界には戦争や紛争で多くの生命が
失われつつある。

日々平穏に暮らしてつる我々にその苦しみや
恐怖の現実味は無い。

我々の仕事は心身の不調や苦痛に
悩む人を救う事である。

その為にはその苦痛を理解する
必要がある。

いともたか深く理解出来るか患者の
心に寄り添えるかは重要である。

疾患の勉強は必須だがそればかりで
人の精神状態や身体的苦痛の
実態の理解は疾患を知ることより
優先されるように感じる。

中野 郁雄



私の経歴と趣味

いしはら鍼灸治療院 石原則子

私は、学校卒業後某信用金庫に10年勤務し子育てののち主人の生業である鍼灸の資格を取ることを決意し、呉竹鍼灸柔整専門学校に入学し、卒業後あん摩マッサージ指圧師、はり師灸師の資格を平成21年に取得することが出来ました。

その後、院長である主人がなくなり現在一人で治療院を経営しております。つくづく資格を得てよかったと思います。そして、平成27年に当会に入会。

同じ頃、店舗兼住宅も老朽化していて、家の建て替えもしました。

本来ならば3年間の営業実績が必要でしたが過去に信金職員だったこと国家資格もあったことで住宅ローンもスムーズに借入出来ました。

さて、私の趣味ですが、学生時代よりテニスをやっていて今も週に1回は、体を動かしています。軟式、硬式、パドルテニスなんでもやります。

又、低山ですが月平均1回は山にも登り、自然を満喫しています。

あとは近所の方からのお誘いで日本の伝統芸能の一つ詩吟を20年間続けています。おかげで今のところ元気で仕事と趣味、たまに孫とのお出かけを楽しんでいます。

ざっくりですが、こんな感じです。いつでも自分らしく前を向いて進むことをモットーとしています。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

「あはき」は医業類似行為という厚労省見解は「あはき」を健康保険制度から排除する意図的な見解です。これをしっかり見抜くためにぜひ講演録を手にとってください。

希望ある明日に向けて
施術者のための「鍼灸マッサージと医業類似行為について」

芦野純夫先生・講演録

一般社団法人鍼灸マッサージ師会 総会特別講演より

発行人一般社団法人鍼灸マッサージ師会 発行人:清水一雄代表理事

編集責任者:橋本利治 編集委員:朝戸慎治・奈須守洋

発行日:2023年8月1日 講演録は1部1000円で販売しています。

「なぜ幻覚が見えるのか」について考える

松本 泰司



憑依中急にデッカー声
出すな！おみゃー介護
の仕事だーけしてる！

オレは**家入レオ**に見える
けどヤベー猫又だぎゃ！

Mさんは70代前半の女性で、パーキンソン病を患っていた。若い頃はメイクアップアーティストをしていた小柄な美人だった。本人が言うには売れない芸人のメイクを続けても金にならないと考えスナックを開いた。自宅の壁はその頃の有名人との

ツーショットが何枚も貼られていた。Mさんは鼻にかかる媚アプローチが身に付いたハスキーボイスの色っぽい人だった。

松本：「Mさん、今日もお綺麗ですね！」

Mさん：「ヤダー、またそんなことばかり、でへへー。」

松本：「街角に立っていると男が放っておきませんね。」

Mさん：「まーた、今は誰も相手にしてくれないわよー、でへへー。」

ある日Mさんを訪ねた。アパートの2階の共有の通路を行ったり来たりしている。「Mさん、何をしてるんですか？」Mさんは「部屋に霊がいて私を部屋に入れてくれないの。」と言う。

私は「では私が除霊しましょう。」と言いながら部屋に入って「**エイ！エイ！キッエー**」と男気で叫んでやった。「もう大丈夫です。祓いました入りましょう。」と促した。Mさんは「**まだそこに居る**」と言って部屋に入らない。本当に何か居るらしい。私が代って取り憑かれても困るので部屋を出た。

私はMさんに「霊能者を呼ぶしかないですかねー。」と言った。ネットで霊能者を探したが除霊の金が高い。私では悪霊を祓えないので訪問医に電話連絡して事務所に帰った。数日後Mさん宅を訪ねたところ、熊〇神社でお祓いをしたが効果がなかった報告を聞いた、その週末に事件が起こった。

休日なので自宅で遅くまで寝ていたら知らない病院の先生から電話があった。「Mさんが突然うちに飛び込んで来た、パニックって待合室を興奮してあちこち跳ねて動いている、どうするんだ！」

マジ怒っている。私はMさんの訪問医の電話番号を伝えて連絡して下さいと切った。後でMさんがクリニックから救急搬送された一連の成り行きが分かった。Mさんは怖い霊に追われて部屋を飛び出した。追いかけてくる悪霊の攻撃から助けてもらいたくて、どこかの知らない病院に飛び込んだ。

後日、総合病院に入院したMさんに「何で家から離れた他区のクリニックに入ったのですか？」と尋ねた。Mさんは「逃げている途中で綺麗なクリニックがあったのでそこにしました。」と言った。

総合病院のかかりつけ医は、薬の配合が理解出来る専門性の高い訪問医にしないと自宅に返せないという。新しい訪問医は総合病院が探すのでケアマネは今の訪問医を中止して下さいと要請された。

現在の訪問医は若くて何か頼りなく見えたが優しく感じの良い先生だった。腕の未熟さを接客態度で補うのはサービス業では常識なのだ。今回は医療面を重視して総合病院の先生に従った。Mさんは総合病院で服薬調整を厳密に行ったところ、幻覚が見えなくなり精神的に落ち着きを取り戻した。

幻覚の原因は服薬が的確でなかったのが原因なのか、または悪霊はずっとMさんの傍にいるが薬で本人の感受性を鈍麻させて霊を見えなくしているのか不明。

総合病院の退院前カンファではMさんは落ち着きを取り戻し笑顔だった。カンファでは新しい訪問医と新しい訪問看護も参加した。Mさんは退院後は霊に追われることなく普通の生活が出来ている。

【海江田万里の政経ダイアリー】2023. 11. 29号

●令和5年度補正予算が成立。残された問題は・・・

11月29日の参議院本会議で「令和5年度補正予算」が成立しました。11月20日に衆議院本会議で、補正予算の審議がスタートしてからわずか9日間の国会審議で、総額13兆1992億円の予算が決定したことになります。時間的な制約と、相変わらずの政府の不誠実な答弁が続き、13兆円を上回る国費の使い道について、国民に十分な説明が行われたとは思えません。

論点はいくつもありましたが、一番の問題と思われるのが、物価高に苦しむ人々に対する支援策について、議論が深まらず、その制度の内容が不明なまま終わってしまったことです。

11月2日に閣議決定した「総合経済対策」で示された「定額減税及び低所得者支援策」では住民税非課税世帯については給付金(1世帯10万円)を年内に支給、所得税課税の世帯は定額減税で、1人4万円(所得税3万円、住民税1万円)を令和6年分の所得から差し引くとされています。対象となる住民税非課税世帯は約1500万世帯、2500万人、所得税課税で定額減税の対象者は約9000万人です。問題は所得税が非課税でも住民税(均等割り)を納付する人が約500万人、所得税納税額が3万円以下で、定額減税の金額を下回る人が約400万人、両者を合計した900万人の「はざまの人々」の扱いです。これについて総理は国会で「丁寧に対応する」答弁しただけで、具体策は年末の議論にゆだねています。所得税、住民税の定額減税についても、1人4万円で扶養家族にも同額を減税することは決まっていますが、高額所得者についても適用するかどうかの議論も与党の間で詰めきれていません。たしかに所得が何10億円あっても本人と三人の扶養家族がいれば4万円×4人分つまり16万円減税されます。「富裕層にまで減税の必要があるのか?」との素朴な疑問が生じるのは当然のことでしょう。この問題も、年末の来年度税制改革の中で議論されることになります。いずれにしろ、所得税の定額減税は、来年の通常国会で正式に議論されますから、実際に減税が行われるのは早くても来年の6月以降になり、「物価対策なのに即効性に乏しい」との批判は的を射ています。

もうひとつ、国会の議論で注目されたのが、総理は定額減税を「税収の増収分の一部を国民に還元する」と繰り返していましたが、鈴木財務大臣が衆議院財務金融委員会で「増収分は使い切っている」と、閣内不一致とも思われる答弁を行ったことです。国会での大臣答弁は、すべて官僚が用意して、大臣はそれを読み上げるのが通常ですから、鈴木大臣の答弁を書いた財務省が、岸田総理と距離を置き始めた証拠との憶測を呼んでいます。

補正予算の成立直前になって急浮上した「ガソリン税のトリガー条項凍結解除」についての首相の答弁についても、財務大臣は参議院予算委員会で「事前の説明はなかった」と明かしています。私自身はトリガー条項の凍結解除は賛成です。しかし、トリガー条項の凍結を解除すると、財務省の試算では国と地方合わせて約1兆5700億円の税収減になるので、財務省としては、その分の税収の落ち込みをどう補填するのかを考えて判断しなければならないのです。そうした根回し不足の岸田総理の発言に対し、あえて異議を唱えるかのような答弁を大臣に振り付ける財務省の思惑は、岸田政権の今後を占う上で、大きな影響を与えます。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R05年 12月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切
4	月	申請業務
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	事務局通信投稿締め切り 保険部会(19:00~21:00)
9	土	
10	日	三役会(10:00~12:00) 理事会(13:00~16:00)
11	月	事務局会議(13:00~15:00)
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	ケアマネ会議(13:30~15:30)
18	月	
19	火	編集会議(13:00~13:30)
20	水	ウーベル保険 R6年1月加入申し込み締め切り
21	木	NPO 体験マッサージ(13:00~) 国民の会役員会(18:30~20:30)
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	療養費の振り込み
29	金	
30	土	冬期休暇(12/29~R6/1/3)
31	日	

R06年 1月

1	月	
2	火	冬期休暇(12/29~R6/1/3)
3	水	申請書〆切
4	木	申請業務
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	成人の日
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	理事会(10:00~12:00) 社団・NPO 対談(12:00~13:00) 新年会(13:30~16:00) 場所: ホテルローズガーデン新宿
15	月	事務局会議(13:00~15:00)
16	火	
17	水	
18	木	NPO 体験マッサージ(13:00~) 国民の会役員会(18:30~20:30)
19	金	ウーベル保険 R6年2月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	支給明細などの発送
30	火	
31	水	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会